様式第十二を次のように改める。

様式第十二（第五十七条第一項関係）　（表　面）

五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。	水　道　法　検　査　証